

定款変更の件

2022年10月に行われた大学生協共済連の短期生命共済事業のコープ共済連への譲渡に伴う定款の該当項目の削除及び関係法令改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理に関する条項の追加並びに表記の修正を行うため定款を改正します。

改正後	改正前	改正理由等
<p>(総代会の議決事項)</p> <p>第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、以下の事項は総代会の議決を経なければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、関係法令改正（条項の移動等、当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理に係る規約の変更については、総代会の議決を要しない。この場合において、第88条第1項及び第89条に規定するところにより、当該事項の変更があった旨及びその内容について公告及び通知をするものとする。</p>	<p>(総代会の議決事項)</p> <p>第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、以下の事項は総代会の議決を経なければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。</p> <p>【追加】</p>	
		関係法令改正に伴う規定の整理に関する条項の追加

改正後	改正前	改正理由等
<p>(事業の品目等)</p> <p>第70条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、家庭雑貨、化粧品、燃料、医薬品、その他組合員の生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、託児施設、文化施設、食堂施設、喫茶施設とする。</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業(以下、「共済事業」という。)は、以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業等の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>(2) パルシステム共済生活協同組合連合会が行う総合共済事業、こども共済事業等の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>(3) 全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>【削除】</p> <p>【省略】</p>	<p>(事業の品目等)</p> <p>第70条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、家庭雑貨、化粧品、燃料、医薬品、その他組合員の生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、託児施設、文化施設、食堂施設、喫茶施設とする。</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業(以下、「共済事業」という。)は、以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業等の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>(2) パルシステム共済生活協同組合連合会が行う総合共済事業、こども共済事業等の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>(3) 全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>(4) 全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業の一部を受託する受託共済事業</p> <p>【省略】</p>	学生総合共済事業の譲渡による該当項目の削除
<p>(利用分量に応ずる割戻し)</p> <p>第79条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下、「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第75条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第76条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下、「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。</p> <p>【中略】</p>	<p>(利用分量に応ずる割戻し)</p> <p>第79条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下、「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第75条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第76条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下、「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。</p> <p>【中略】</p>	

改正後	改正前	改正理由等
<p>10 この組合が、<u>前二項の規定</u>により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。</p> <p>11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、前項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。</p>	<p>10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。</p> <p>11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、前項に定める期間内に割戻しを行おうことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。</p>	表記の修正
<u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <p>1 この定款は、行政官庁の認可の日より施行する。(2023年●月●日)</p>	<p>【追加】</p>	附則の追加

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合議決の本旨を変えない字句の訂正等は理事会に一任願います。